

令和5年度第1回大分市子ども・子育て会議 議事録

1. 開催日時

令和5年8月16日(水) 午後2時～3時40分

2. 開催場所

大分市役所議会棟4階 全員協議会室

3. 出席委員

安藤 覚委員、池田 貴士委員、大津 康司委員、古賀 精治委員、佐知 真由美委員、
佐藤 義仁委員、高山 やよみ委員、利光 吉広委員、長田 教雄委員、仲嶺 まり子委員、
平野 昌美委員、瀧野 二三世委員、若林 香葉委員、和田 秀幸委員

4. 傍聴者

1名

5. 次第

1. 開会

2. 議事

(1)「第2期すくすく大分っ子プラン」の各事業における令和4年度実績及び令和5年度取組
状況について

3. 報告事項

(1)次期「すくすく大分っ子プラン」の策定について

4. 閉会

6. 会議資料

次第

資料1 「第2期すくすく大分っ子プラン」の各事業における令和4年度実績及び令和5年
度取組状況について

資料2 次期「すくすく大分っ子プラン」の策定について

7. 議事概要

議事(1)「第2期すくすく大分っ子プラン」の各事業における令和4年度実績及び令和5年度取組状況について

<主な意見等>

(会長)

皆様からご意見、ご質問をいただきたいんですが、今、取り上げられた事業以外のところからでもよろしいですよ。

(事務局)

はい。

(委員)

2点ほどお願いします。まず1点がですね、20ページの放課後等児童デイサービス事業の件ですけども、昨年からですかね、その前か、別府と大分で放課後デイの事業者が1つ業務停止命令を受けたことがあります。福祉の人材っていうか、デイサービスはできているのですけれども、それを募集しても人手が来ないという、今、福祉の業界がそうになっていて、水増し請求してしまったがために、事業停止命令がされてしまったということが起こりまして。今、利用者も事業所も増えているのはいいのですけれども、支援者が少ないという事態が起こっております。事業停止命令を起こしてしまって、一番被害を被るのは利用していた子どもたちで、途中で放り出されるなら、最初からもう関わらない方がいいっていうので、この事業所を選定する時に、事業計画書とかをしっかりと見て、人材確保は大丈夫かっていうところをちょっと注意深く見ていただけたらと思います。それが1点と、難しいのですけれども、今、福祉の現場きついですから、一番被害を被るのは子どもたちなので、そのこの辺りをよろしく願いいたしますという点と、あと1点。29ページ、73番の子どもルーム事業、子育て支援事業ですけども、各市町村に子どもルームみたいところがあるので、おもちゃもいっぱいあって、広いし、あと、遊び場も大声出してもいいっていうところで、とてもいい取組だと思うんですけども、大分市の場合、大分市在住じゃないと利用できないという利用規定がありまして、例えば里帰り出産でお腹の大きい方が上の子どもを連れて利用したいなって思う時に大分市、籍や住民票は他県にあたりとかすると利用できないのかなということがありまして、その利用規定っていうのをちょっと外せないかなと思って、どの子どもでも利用できるようにできないのかなっていうのも思いまして、お願いいたします。

(事務局)

放課後等デイサービスにつきましては、指定に当たって、支援員等の人員確保がきちんとできているか確認を行った上で、市では指定を行っております。設置後、実地指導を行って、きちんと運営ができているかということも確認はしております。指定を取り消したケースについて

は、指定の取り消しをマスコミで発表して、2ヶ月間猶予を持ちまして、大分市の方でそれぞれ引き継ぐ事業所の確保を行った後に、指定を取り消したという状況でございます。

(事務局)

こどもルームの利用ですが、大分市在住の方というのが確かにあるんですけど、里帰りの方とかであれば、ご実家の住所とか伝えることをしていただければ、利用できるようにしておりますので、来ている方が利用できないということではございません。

(委員)

分かりました。表現を付け足していただければ、ありがたいなと思います。

(会長)

趣旨がはっきり分かるように書いてもらった方がいいと思います。

あと、49番についてはですね、取り消しはそうかもしれませんが、支援員・支援者不足というのは根本的問題ですよね。これについて、なにか考えられるのですか。

(事務局)

放課後等デイサービスをはじめ、障害福祉サービス事業所からの請求については、大分市は全て支払っている状況で、運営について厳しいところはあると思いますが、支障がないように支援しているところです。しかしながら、全般的に、医療的ケア児のサービスなどもそうなんですけれども、どうしても看護師、保育士、それから障害福祉サービス事業所の支援員、人材不足の感が否めません。それぞれ事業所の話を聞きながら、どういった対応ができるかということは検討していきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

なかなか、行政がすることが増えている中で難しいですね。他いかがでしょうか。

(委員)

まず10ページの、延長保育事業ですけども、一応100パーセントということで、全て保護者の希望通りにやっているということなんですけども、園を運営する側からいきますと、18時から18時30分の間っていうのは、今のところ、園のサービスになっているんですね。補助金がつくのが、18時31分からということになっておりまして、だいぶ昔の話になって申し訳ないですけども、一応、市の方はそのギャップのところをですね、一応、なにか考えるということをお願いしていたんですけど

も、何年経っても改善されないということなので、そのところは見直しをお願いしたいと思っております。それから、19ページの48番のところにありますけれども、障がい児のこどもさんが、令和4年度で52園、公立が11園、私立が41園というふうになっています。実際、これ人数ではないんですね、預かっている園で表現しているのですけども、1人当たり大体7万4000円ぐらいの補助が出ているのですけども、これは予算額で割りますと、大体110人ぐらいの人数になります。そうすると、52園ですから、ちょうど1園当たり2人預かっているということになるのですけども、実際、障がいを抱えているこどもさん方っていうのは、少なく見積もっても2パーセントぐらいはいるんじゃないかと思えます。で、2パーセントだとすると、大体540人ぐらいのそういう数字になるんですね。実際は今110人しか認めてないということになっていますので、この辺もできればこの園数じゃなくて人数で表していただいて、実態に合ったものに修正していただきたいと思えます。それから、先ほどお話がありましたけども、民間の児童発達支援センターですか、これについては障害福祉課の方で、運営の状況見ているということなんですけども、できれば、公立の、市立のそういった機関を設けていただいて、そこが、モデル園ということにしていただいて、他の事業所を指導していく、そういった仕組みができないか検討していただきたいと思えます。もう本当に、幼保小連携のところでも、問題になっているのは、障がいを抱えているこどもさんをどうするかというのは、一番問題になっておりますので、ぜひ市の方で、取り扱っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(会長)

はい。今、3点ですね。ご意見、ご質問がありました。もう一度現状どうなっているか、ご確認させていただきたいのですが、例えばまず28番ですね。

(事務局)

延長保育事業についてでございます。この事業につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の制度に基づきまして、実施をしているところでございます。国は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度におきまして、旧制度でこれまで措置をしておりました、常勤保育士1人分の加配を継続するとともに、給付制度におきまして、退所時間の範囲にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくいと指摘をされておりました、従来の延長保育の補助金の基本分を、新制度の法定価格の一部に組み込むという措置を取って、現在に至っているところでございます。このことから、基本的に保育士は2人体制になっているところでございますが、その1人分は基本的な給付費の中で措置をされているところでございますので、補助金の増額につきましては、今後も、国の動向を注視をしながら、補助金を今のところは継続をしまいたいというふうに考えているところでございます。

(委員)

今の話ですと、公定価格の中に、組み込まれているということなのですが、実際に、公定

価格の中に、人件費部分がいくらかっていうのは、公になってないんですね。しかも、今、11時間開所ということになっていきますけども、実際の人件費のことっていうのは、8時間がベースになっておまして、事務局が言うように、公定価格の中に入っているということなんですけども、それは、多分、法的な国の方の説明であって、実態は施設側がサービスをやっているというのが現状ですので、やはりそこは考えていただきたいというふうに思っています。

(会長)

それから、48番の件、これは予算額の話ですよ。

(事務局)

先ほど委員から園数で分かりづらいというところでご意見いただきました。第2期すすく大分っ子プランの中で、園数が指標となっておりますので、実績報告でも園数で表現をさせていただいているところです。今後、そうした人数や具体的な部分が分かるような部分については、検討をさせていただければと思っております。

(会長)

確か人数今130、140人これぐらいですかね、特別支援保育の認定を受けている方がいると思いますが、どんどん増えていますから。3番目は、これ何番に該当するんですかね。

(委員)

42番、先ほど委員がおっしゃっていたのと同じだと思いますけど、民間のですね、児童発達支援センターは、大変増えているんですけども、先ほど委員の方からご指摘がありましたように格差があると、例えばわくわく館ですかね、そういったところはちゃんとしてくれるんですけども、ただ預かっているだけとかというようなことがありますので、できれば公立のそういうモデルケースとなるような、児童発達支援センターみたいなものを作っていただいて、そこから、モデル園として指導していくというような仕組みができればいいんじゃないかなと考えております。ただ、これは、なんか条例とかやらないと多分無理なんじゃないかと思っておりますけども、できれば、大分が子育て環境日本一というのであれば、そういったことを取り組んでいただけたらいいんじゃないかというふうに思っています。

(事務局)

児童発達支援それから、児童発達支援センター、先ほどお話がありましたものにつきましては、児童福祉法の規定により、市が指定しているので、市自らがそれを運営することは想定されてないところではございますけれども、それぞれの運営に格差があるというお話もいただきましたので、事業所の指導につきましては、障害福祉課で支援員の研修等も行っておりますので、丁寧に対応していきたいと考えております。

(委員)

先ほどですね、人材の確保の観点のお話が出ておまして、私も、同じく注目する部分がありましたので、発言をさせていただきたいと思います。項目で言うとですね、21番、8ページですかね。人材確保の部分、または目標の10のですね。仕事、子育ての両立支援ということで、全般に該当してしまうのかもしれないんですけども、具体的に申し上げますと、2月か3月だったと思うんですが、市内の保育所の方で働いている皆さんが、一斉退職されるという新聞記事がでたかと記憶をしております。非常にショッキングな事件であったというふうに思いますし、働いている皆さん、また事業主の方、また保護者の方、それぞれの立場で、困惑をされたんだろうというふうに思っておりました。私たちも、働く者の立場から、様々、その件について考えてみた時にですね、例えば、この21番にありますように、行政的な視点としては様々な取組をされていらっしゃると思いますし、それぞれの幼稚園さん、保育所さん、こども園さん、それぞれの事業者の皆さんも、頑張っていたというふうなところなんですけれども、結局、あの時の新聞の内容を見ますと、その入口がですね、労働問題が1つあったような書き方をされていたような記憶があります。結局、人材確保についてということで、違う角度から見ると、働きやすい職場になっているのかとか、コミュニケーションが取りやすくなっているのかどうか、そういった観点も1つ、新しく採用される側の働く側の立場にとってみれば、そういう観点も重要になってくるのかなというふうに思ったところです。具体的なお話ではありませんけれども、例えば、我々、労働団体、労働組合の結成をしております。通常、労働組合というのは働く側が、進んで結成をするというイメージを皆さん持っていたと思うんですが、一部例外が実はありましてですね。事業主側が平たく言いますと、入社した時点で、結成された労働組合に加入をさせるという考え方が1つ実は存在をしているんです。実は、これはほとんどの方がご存じない方が多くてですね、ただ、民間の具体例では申し上げませんが、全国チェーンの大手スーパーの皆さんも、そういう形で取り組んでいるという点があります。ちょっと回りくどいお話になってしまったので申し訳ないんですが、まとめますと、つまり、人材確保のPR方法の1つとして、逆に、その労働組合の結成というのを1つ売りにされて人材確保に取り組まれているという民間企業の皆さんも今、実は出ているという事実が一方であるんです。違う意味で言いますと、どんどんですね、この保育業界は、今、園が増えてきたと思うんですね、この間。その間に、そういうお話は実は全国的にあまりないままで推移しているのかなというふうに思いましたので、1つの観点ということでそういった、労働団体の結成の手法もあるんだということ、何らかの機会、こう周知ができれば、みんなにとって、ありがたいお話なのかなと思いついて、この場で、発言をさせていただきました。なので、行政的にそれをどう取り組むのかとなりますと、なかなか難しい問題なのかもしれないんですけども、1つのお話の入り口として、そういう手法があるんだということですね、発言させていただきました。もし、可能であるならばですね、例えば、項目94にあるんですけども、ちょっと難しいかもしれないですが、事業所向けの啓発などが、労働関係のですね、事業所向けの啓発があるということであれば、そういった中で保育とか幼稚園の事業関係者も含めて、労働についての周知も含めていただくというのも1つの手法かなと思いついたので、何らかご検討いただける部分があればぜひお願いしたいと思います。

(委員)

時間が迫っているので、9 ページですね、ナンバーは 23 になります。9 ページの 23 のところなんですけれども、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進ということで、幼稚園や保育園、認定こども園の、保育士不足っていうのはもう皆さんご存じだと思うんですけど、小学校の方でも先生方が不足していて大変なんですっていうことを、本当に去年の暮れくらいから聞くようになったんですが、現実問題、私の情報の中にそういったものが、小学校関係がよく分かってないので、もし、今の現状を教えていただけたらありがたいなっていうのが 1 点。それから、10 ページのナンバー 28 です。これに関してですけども、延長保育の事業のところには関連しているのでお話をさせていただくんですけども、ちょっと外れたパターンもあります。2 パターンありまして、ある保護者です。仕事を辞めている、要するに就労証明書を出した時点ではその事業所にいた、でも何か月か経っている間に、どうもこうちょっと様子がおかしいので、大分市を通して、そのお母さんに聞いていただいたら、その仕事場は辞めていた。でも、その後、今でも仕事しているんですけどおっしゃったんだけど、どう考えても、こどもの様子から見ても、なかなか、ちょっとピンとこないところがあったので、虐待とかそういったことになってもいけないなと思って、もう一度お願いをしたら、7 月末までに、就労証明書を出してくださいっていうお願いをした。そしたら、7 月の末近くなって、もう、幼稚園やめまして言ってきたっていうパターンが 1 つありました。そういった、働いていないのではなかろうかと、こっちは推測しているだけなので、間違っているかもしれないんですけども、そういったこどもさんを 2 号として預けていくっていう、そういった保護者がいるんだっていうこともちょっと 1 つ、想定しておいていただきたいことが 1 つ。それから、これはもう 1 パターンは、今現在、来ているこどもなんですけれども、6 人ぐらい入れ替わり立ち替わりお迎えがきます。保護者は 8 時ぐらいまで働かなきゃいけない時があって、そうすると、その会社の方が、男の人だの女の人だの、本当になんとかさん、なんとかさんって、6 人ぐらいが入れ変り立ち代わりお迎えに来るんですね。最初は、たまたま来ているんだと思って渡していたんですけど、だんだん怖くなってきて。そして、今はどうしているかっていうと、それぞれにもう名前と、連絡先、携帯番号と、それから写真をつけてもらって、この人がお迎えに来たら渡せる人、それをお母さんに作ってもらったんですね。そうやって来ているパターンがあるんです。これ、何か、そのお母さんが仕事が終わるまでの間、その人の家にいるのか、違う人のところに連れていかれているのか、そして、忘れていたって言って 7 時ぐらいまで来ない方もいらっしたんですよ。でも、どこに連絡しても連絡がつかないっていうパターンが実際そういうこどもを 1 人抱えているんですけども、こういうことって、現場でそういった困りごとと言うよりも、こどもを安心・安全を守るために何かそういったことが今現在起こってないかっていうのを、ちょっと聞いていただくような、なんかそういうのがあったらありがたいなと思っています。それが 1 点です。それともう 1 点は、16 ページの 40 番です。この放課後の部分なんですけれども、やはり、先ほども出ていた、支援が必要なこどもと言われるこどもたち、イコール障がいがあるっていうことではないかもしれないですけど、預かっている中で、これは小学校の放課後の方なんですけれども、暴言を吐くこどもがいたり、支援が必要なこどもがそこにいたりする、そのこどもたちにとってのカバーと言いますか、担当

している先生が全てを任せられるっていうのには相当な負担があるみたいなんです。だから、そこら辺のところをどこまで今考えられているか、これから先どう考えていかって、先ほど委員さんがおっしゃったように、本当に、支援の必要なこどもの人数がもう本当に増えていて、大変な事態になっているのが現場です。その部分で、障がいがあると認められないお母さん、別に障がいがないでもいいんですよ、支援が必要であればしてあげなきゃって思っているんですけど、そういうこどもさんが小学校にも繋がっていかって。そこら辺の、大分市としてどういうふうに手厚くこれから先もして下さるのかっていうのを1つ聞きたいことがあります。それともう1点、17ページの42番ですけども、ここについてはですね、なかなか難しい問題なのでピックアップされにくいのかもしれないんですけども、保護者による教師への不適切な対応っていうものも取り上げていただけたらなというふうに思います。不適切な保育っていうことで、保育現場の先生方も色々な問題が起こったり、国からもこういうことは不適切な言動になります。これは不適切な対応になります。本当にたくさん資料いただいているし、実際、自分たちもそんなつもりで保育しているわけじゃないけれども、でも、ちょっとしたことなんだけども、イコールその不適切な保育に繋がっているかもしれないという部分もあるんですけど、これは逆に、保護者の中にも不適切な対応している保護者、そういった方もいらっしゃるっていうことはよく聞く話ですし、また全国規模で聞いても、裁判をされる、そして、弁護士がそこに入ってこなければいけない問題が起こる。なかなか、卒園しても縁を切ろうとしない保護者がいたり、これ宮崎の例ですけども、やっとかたがついたんですけどもう泣き泣き言っていましたけれども、そういったことが起こっているっていうことも知っただけでいただきたいことが1つです。そして最後に、誰でも入園制度っていうことが、今、謳われていますので、この大分市としての考え方とか、今後の対応についての考えをお聞かせいただけたらありがたいと思います。長くなりましたけど、お願いいたします。

(会長)

今、喫緊の課題がたくさんあげられました。5つ、6つぐらいあったと思うんですが、どうしましょうか。時間的なものもありますので、市に1番、今お聞きしたいという、ちょっと検討したい、議論したいというのがございますかね。

(委員)

今もう現実預かっている、その6人が迎えに来るこどもの対応をどうしたらいいのか、本当にこれ危なくないですよって、もう信じるしかないの、もしなにかあって行方不明になったとか、そんなことないですよ。なんかよく抱えていますねって私言われたんですけど、いや、そのこどものこと考えると、お母さんを信じるしかないっていう現状があります。それと、保護者の暴言っていう。

(副会長)

大分では、そういうケース珍しいのかもしれないんですけども、都会では結構あるみたいで。

東京でお母様が、お迎えに見られない時には、この方っていう時に、園側はわかっているかもしれませんが、他の保護者が、あの人誰っていう、なんで迎えに来ているんだろうっていう印象を持っているみたいなんです。私もそのお話を聞いた時に、要は、園とそこのご家庭だけのことでなくて、やはり、他の保護者さんも、理解しないと悪いのかなということは思いましたから、情報オープンにするということは難しいのかもしれないんですけど、やっぱり、こどもさんの周辺にいる人たちを、それぞれの、周囲の保護者が不審に思われても悪いんじゃないかなっていうことは、ちょっと感じました。そこは別の視点ということで、ご紹介させていただきます。

(事務局)

今、お伺いしているような状況については、あまり好ましい状況ではないというふうには、認識しております。親権のある保護者かどうか分からない方にこどもさんを引き渡すということは、連れ去り等そういった重大事故にも、繋がりがかねないというふうには思っております。その対応については、保護者も含めて、それから施設も含めて、私どもも含めて、しっかり保護者に理解を求めていく必要があると思っておりますので、今、個別にどういった対応ができるのかということについては、お答えはできませんが、市にご相談をいただければ、対応を一緒に検討させていただきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。イコールお母さんが、なんて言いますかね、こどもを放棄して育児放棄みたいなそんなイメージを湧く瞬間はあるかもしれませんが、そうじゃないんですよ。本当に子育て、ちゃんとしてくれているんですね。もうどうにもならないから、もう助けてちょうだいて、助けを求めているっていうところがあるもんだからそれを考えて、もう写真付きだのプレートを必ず持ってこない人に渡せないですってことをお願いして、お願いして、やっとそこまで行ったっていうところですよ。でも、大分市の方にもちょっと相談、退職された先生にちょっと相談をさせてもらって、そこまでやっておかんと危ないねっていうことは言われたっていうところまでは進んではいます。ただ、こどもが、やっぱり夜寝ていない、あまり寝られないんだと思うんですね。お母さんが本当にお迎えに来る時間が遅くなって。朝来ると、もう眠たい眠たいっていうから、もう寝かしようって、しばらく寝かして、それから遊ばせるっていうふうなことをしてみたり、ちょっとそうやって、こどものケアについても真剣に取り組んではいるんですけど、ちょっとすごい状況だなとは思って、できたら8時ぐらいいまで預かれるような保育園に変わった方がいいんじゃないかねって。その方がお母さんが迎えに来られるんじゃないのっていうことも言うし、いや、もうここがいいって言われるんで、じゃあ、なんとかそれをクリアできるように。こどももその迎えの人を知っていて、なんとかちゃんが来るとか言っているから、間違いないだろうとは思っているんですけど、でもこれ、保証がないんですよ。今後こういったことがこう出てきた時に、対応が間違っていたでは済まないからですね、じゃあ、また、改めてご相談させてもらいます。不適切な保護者、保育者じゃなく保護者については、なんか、どうか、助けてもらえるようなシステムを作ってもらえると、ちょっと大分市に助けてって言

えるかなとは思いますが。

(会長)

このプランの中で、なかなか保護者からの不適切な対応というか、なかなか扱いにくいと思いますが、今のようなご意見に対して、市からでもいいし、委員の方から何かお考えがあればお願いします。

(委員)

中学校におきましても、保護者から様々なご要望いただくことがあります。保護者はこういう思いでしてほしいということがありますけれど、学校が対応が難しい時には、丁寧にご説明をしてご理解をいただく、それを繰り返していく状況です。非常に対応が難しい場合は、学校としましては、教育委員会に相談をして対応が可能な場合には、例えば、市の福祉の担当にご相談をして一緒に協議していただくとか、一緒の場で相談をすることで、学校だけではなくてその他の専門の方々のご助言をいただきながら、適切な方法を探ったり、また、ご理解いただいたりとか、それを繰り返したところです。

(委員)

公的な学校であれば、そういった教育委員会っていうのがあるんですけど、認定こども園や私立の認定こども園の場合は、担当の課の方をお願いをしたら聞いていただけるっていうふうなことのラインを作っていただくっていうことで良いですか。

(事務局)

不適切な保育につきましては、去年、国のガイドラインの方が示されておりますので、国のガイドラインに従った対応が必要だと思っております。市としまして、そうしたことが起こらないように、日頃から施設への巡回支援、そして資質の向上のための研修等を通じて努めているところであります。個別の案件につきましては、ご相談をいただきながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

(委員)

なにか、後ろ盾があれば、本当にこう、先生方もあまり悩まずにいいのかなと。こどものことで一生懸命悩んでいて、保護者のことで悩むのはどうなのかなって思ったりします。でもやっぱりコミュニケーションの大切さっていうことが根底になければいけない。でも、どうしてもわからない保護者がいて、その方がもうすっ飛んでどこかに行ってしまって大目玉を食らって、各園でいろんな大事が起こっているんだっていう、全国の先生方のお話を聞くたびに、いや、明日はわが身かなと思ったら、怖いなってちょっと思ってるのが、今、時代をこうなんか、象徴しているようなことでね、小学校の先生からも、その話は聞きます。困ってる困ってるって。だから、なんとか、そういった先生たちへのケアっていうか、それを強くないと、全ての子どもたちのためにはならないかなと、ちょっと

思ったりもしているところです。それともう1点、最後の、その誰でも入園制度について、ちょっと1度お話を聞かせていただけたらありがたいです。

(事務局)

誰でも通園制度につきましては、まだ、市としてしっかりとした整理というのはできておりません。本市の未入所児童の状況であったり、保育士不足等の現状も踏まえて、現状すぐの対応というのは困難だというふうには考えておりますけれども、今後、しっかり国の動向等を注視しながら引き続き検討を行ってまいりたい、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

それでは2、3点。7ページのですね、19番で、今後の認定こども園の普及、これの目標設定がですね、令和5年から令和6年に数がちょっと減っているんですがこれ、どういう意味かなってのが1つです。それから、この計画そのものは、5年前からスタートした計画でありますので、これらの数値がここ1年の、出生数とか、社会的な状況によって、こういう数値が変えられるかどうかというのを1つ確認したいです。それから次のページの23番ですかね、大分市の幼保小の連携推進協議会のことで、私もこの役員になっているんですけど、もう発足して、多分平成25年ぐらいから、かなり連携を深めていこうということで進めていると思います。この間も会議があったんですけど、なかなか、私立の幼稚園、保育園、認定こども園等がですね、小学校に行く機会っていうのは、本当に情報公開、情報の交換だけで、具体的に足を運ぶ回数というのが、非常少ないというか、なかなか実際に取れない。公立よりも、私立の方が遥かに数多くて、もっともっと小学校に足を運びたいっていうことを考えている園さん多いと思います。その対策がここで協議というよりも、どんな対策が今後向けられていっていかっていうのも、色んな検討をしていただければありがたいなっていうのは思います。それから、もう1点、1番最後に地域の活性っていうところで、30ページですね。ここに地域住民との連携っていうことで、これまた議事とは別なんですけど、今、非常に自治会とか、こども会を離れていく家庭が多いのは聞いております。その中で、こういったご近所の底力再生とか、地域の多世代的なふれあい事業ですね、大分市としてはどういうふうにご取り組んで、もっともっとその自治会そのものが、活性化するとか、家庭の人たちがですね、家族の人たちがやるその自治会とかこども会に入った良さというか、そこらがですね、どういうふうにごPRされているのかなっていうことをお尋ねしたいです。

(事務局)

まず、認定こども園の数ですけども、令和6年の60か所というのは、2期のすくすく大分っ子プランの中で定められている目標でございます。それに対して、令和5年度については、63園と

ということで、現状、表記をさせていただいています。2期のすくすく大分っ子プランの中で定められた数値を変えるということは考えておりません。幼保小の連携の部分につきましては、この3年間、コロナ禍等において、なかなか様々な取組が進んでいないというのは我々としても認識をしております。先日、委員にも連絡協議会にご参画いただく中で議論をいただいているところでございます。それとは別途、年間2回研修会を校区別に実施をして、その中で校区ごとに小学校との接続・連携であったり、様々な取組が進むように、今年度は特に進捗管理も行いながら進めているところでありますので、そうした中でご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

(事務局)

番号76番のご近所の底力再生事業についてでございます。自治会活動に対しての補助金の制度であり、こどもの見守りや活動に特化した補助金というわけではございません。ただし、市で自治会活動のハンドブックという広報誌を出しております。その中では、自治会活動のコミュニティの活性化に資する取組として、こどもには保護者を巻き込んだ3世代交流の活動というのは非常に有効ですよというご案内をさせていただいているところでございます。こども会とかPTAなどの活動を解散したり、なくなったりという状況もよく地域に出向いていきますと聞く話ではあるんですけども、こども会だけに頼らず自治会の中で、こどもさんと保護者を巻き込んだ活動というのをごできるだけしていただくようお願いをしているところではございます。

(委員)

特にもう返答はいいですけども、要望です。18ページ、45番。学校施設の整備充実ということで、かなり小学校現場の校舎、とても老朽化しているところが多いように感じます。そこに書いていますように、社会的要求に応じた学校施設の整備を行うことで、教育環境の向上を図り、多様な経営、教育、学習活動を可能にするということで、空調等を含めて、少しでも多くがそういった環境整備を行うようお願いしたいなと思っております。

(委員)

放課後児童の居場所作りについて41番。新放課後子ども総合推進プランの推進これの連携児童育成クラブと放課後の会議をずっとやっているみたいですが、実際コロナでできなかったんだろうと思うんですが、この辺の状況と現状を教えてください。

(事務局)

児童育成クラブの地域型クラブの一体型の分を増やそうとしているところでございます。昨年の、コロナ禍で会議がうまく進まなかったため、育成クラブ等との会議が進まなかったところがございますが、今年度につきましても、また一体型を増やせる見込みでございますので、今後も増やしてまいりたいと考えております。

(委員)

一体型ということですが、もうちょっと具体的にね。社会教育課として、今、進めている児童育成クラブとの連携はどのようなふうに行っているんですか。

(事務局)

現在、児童育成クラブ自体は、ほぼ毎日開催しておりますので、社会教育課といたしましては、この体験活動を地域の方に提供してもらい、おおいたふれあい学びの広場推進事業というのを多いところで週に1回、少ないところは年に8回以上ということで各地域の団体をお願いしております。その活動を児童育成クラブと一緒にやっていただく一体型を今進めているところでございます。今後、まだ研究が必要と考えております。一体型は、他の自治体でどのような組織で、どのような財源で、どのような人たちが運営しているかという点について、中核市の方に照会をかけておりました。今後、調査研究してまいりたいという形でございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。ということは、これは、児童育成クラブと協力してやっているという、そういうことですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

はい、ありがとうございます。

報告事項(1)次期「すくすく大分っ子プラン」の策定について

<主な意見等>

(委員)

6番目の計画の策定体制についてですが、庁内検討委員会っていうのが設けられるということなんですけど、これは市の担当の職員だけの結成ですか。それとも、私たちみたいに、一般のその事業に詳しく携わった人たちも入れるような委員会になるのでしょうか。どういう委員会組織でしょうか。

(事務局)

庁内各関係課等で構成する委員会でありまして、庁内の職員のみで構成する会議になりません。

(委員)

はい、わかりました。庁内の会議も大変大事だと思うんですけど、やはりこういった会議の中で出された意見っていうのはですね、できるだけそれが取り入れられるような形で、あるいは少しこう分かりにくい点があったら、その専門的な、幼稚園とか、認定こども園とか、保育園とかの必要があればですね、その団体の代表の方にちょっとお尋ねするとかいう作業をちょっと合わせて進めていただければと思います。

(事務局)

若干補足でございますが、図に示しております通りですね。資料の1番右に、今ご指摘があった、庁内検討委員会がございます。そこで出した案をその左側の子ども・子育て会議、つまりこの会議に諮り、ご意見をいただいて、さらに、それを改めて庁内で検討するというような作業を何度か繰り返すような形になろうかと思っておりますので、そういった場で、様々な専門の方々の意見を反映していきたいと考えております。

(会長)

来年度の子ども・子育て会議の開催の際にはよろしく願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。そうやって、お互いの意見を聞いていただいて、大分市のこどもたち、全てのこどもたちの健やかな成長に向けてということになろうかと思っております。そこで、3番にあります目指す姿っていうところを改めて見直しを含めて検討していくということになっておりますので、色々なことを総合的に判断されるんだらうと思っておりますが、目指す姿のところをこれも、要望というよりも、ぜひそうしていただきたい、もう気持ちを強くしているところです。市内全域に、存在している幼児教育・保育施設の全体に目を向けていただきたい。私立の施設のことです。先ほどから私は認定こども園の代表で出ておるんですけども、幼稚園も、私立の幼稚園もありますし、保育園もたくさん、いろんな方の保育園もあります。そういったところに目を向けた姿でなければというふうに思っています。その部分で、公立がどうしても中心とした施策みたいなものに、どうしても流れやすくなっている感が非常に強いので、目指す姿は大分市にいるこどもたちに目を向ける。こどもたちはみんな、私学も公立も関係なくそこで幸せな生活を送っている、そこに目を向けたものであってほしいというふうに、強く願いますので、どうぞよろしくお願いいたします。